

長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共用水域の水質保全及び防災減災のため、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が行う公共下水道汚水事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市公共下水道汚水事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、汚水事業に係る経費のうち、特定財源等により充当される経費を除く、次に定める経費とする。

- (1) 当該年度に総務省から発出される、地方公営企業繰出金にかかる通知において、下水道事業に対する一般会計からの繰出しの基準に基づいて算出される経費
- (2) 建設事業に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(交付の申請)

第3条 管理者が、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる資料を添付して、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付申請書（別記様式第1号）により、市長に申請を行わなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、管理者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該補助金に係る補助事業（以下「補助事業」という。）の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(交付申請の変更及び承認)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた管理者が、交付申請の内容又は額を変更しようとするときは、長岡京市公共下水道汚水事業補助金変更交付申請書（別記様式第5号）により市長に申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容を審査し、必要と認めるときは、長岡京市公共下水道汚水事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により、管理者へ通知するものとする。

（事業終了報告）

第6条 管理者は、事業の完了後、1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、長岡京市公共下水道汚水事業終了報告書（別記様式第7号）を市長へ提出し審査を受けなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第7条 市長は、前条の事業終了報告書を受け付けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により、管理者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 管理者は、前条の規定による確定通知を受け、補助金の交付を請求するときは、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、管理者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の概算請求及び概算交付）

第9条 市長は、前条の規定に関わらず、事業の施行前又は施行中に、管理者から交付決定額を限度として、補助金の一部の概算請求を受けたときは、概算交付ができるものとする。

2 管理者は、前項の規定により概算請求をしようとするときは、第4条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、長岡京市公共下水道汚水事業補助金概算交付請求書（別記様式第10号）を市長へ提出しなければならない。

（補助金の経理）

第10条 管理者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠とする書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業完了の日に属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の交付取消し又は変更）

第11条 交付決定し、又は確定した補助金の補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の取消し又は変更を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 管理者は、第9条の規定により補助金の概算交付を受けた場合において、補助金交付済額が事業終了報告に基づく必要な補助額を超えたときは、その差額を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 管理者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、別表に定める財産が、各処分制限期間を経過した後はこの限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

処分制限財産の名称等			処分制限期間 (年)
施設等分類	財産名	構造規格等	
建物	管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート	50
		金属造	20
建物付属設備	電気設備（照明設備を含む）		10
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備		15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	主として金属製のもの	8
		その他のもの	15
前掲以外		10	
揚水施設	揚水施設		20
管路施設	管渠		20
	柵		15
	取り付け管		20
	マンホール躯体		20

管路施設	マンホール蓋	鋳鉄（車道部）	7
		鋳鉄（その他）	15
調整池		鉄筋コンクリート	20
機械及び装置	スクリーンかす設備		7
	沈砂設備		7
	ゲート設備		7
	汚水ポンプ設備		7
	雨水ポンプ設備		7
	調整池設備		7
電気計装設備	特高受変電設備		7
	受変電設備		7
	自家発電設備		7
	制御電源及び計装電源設備		7
	負荷設備		7
	計装設備		7
	監視制御設備		7
	ケーブル配管類		7

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付申請書

長岡京市公共下水道汚水事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類 事業実施計画書（別記様式第2号）
収支予算書（別記様式第3号）

別記様式第2号（第3条、第6条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号 (第3条、第6条関係)

収 支 (予 算 ・ 決 算) 書

収 入 (単位：円)

内 容	本 年 度 予 算 額	(前年度・本年 度) 決 算 額	説 明
市補助金			
計			

支 出 (単位：円)

内 容	本 年 度 予 算 額	(前年度・本年 度) 決 算 額	説 明
計			

(注) 内容欄及び説明欄で不足する場合は別紙を作成し、添付すること。

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助事業名 長岡京市公共下水道事業

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業に係る収支状況を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金変更交付申請書

長岡京市公共下水道汚水事業補助金の交付申請額及び内容の変更をしたいので、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり変更申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|------------------------------------|---|
| 1 | 変更前交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | 事業実施計画書（別記様式第2号）
収支予算書（別記様式第3号） | |

別記様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

1 補助事業名 長岡京市公共下水道事業

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業に係る収支状況を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

別記様式第7号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業終了報告書

年 月 日付で補助金（変更）交付決定通知書を受けた標記の補助金について、補助事業を完了したので、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 長岡京市公共下水道事業
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類 事業実績報告書（別記様式第2号）
収支決算書（別記様式第3号）

別記様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市公共下水道汚水事業補助金
について、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付
額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 長岡京市公共下水道事業
- 2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知があった標記の補助金について、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市上下水道事業

長岡京市長

長岡京市公共下水道汚水事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金の一部につき、長岡京市公共下水道汚水事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり概算額を請求します。

記

今回請求額	金	円
交付決定額 (a)	金	円
概算交付済額 (b)	金	円
未交付額 (a - b)	金	円

添付書類：長岡京市公共下水道汚水事業補助金（変更）交付決定通知書

請求額の根拠となる資料（請求書の写し等）

概算請求を必要とする理由：